

2021年3月17日

各 位

会 社 名 ビジショナル株式会社
代表者名 代表取締役社長 南 壮一郎
(コード番号：4194 東証マザーズ)
問合せ先 業務執行役員 末藤 梨紗子
CFO 兼 CAO
(TEL. 03-4540-6200)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2021年3月17日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,127,700 株
- かかる募集株式数のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係る募集株式数は505,100株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下「海外募集」という。）に係る募集株式数は1,622,600株の予定であるが、最終的な内訳は、上記募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（2021年4月12日）に決定される予定であり、その決定については当社代表取締役に一任する。募集株式数については、2021年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。
- (2) 募集株式の払込金額 未定（2021年4月6日開催予定の取締役会において決定する予定である。）
- (3) 払 込 期 日 2021年4月21日（水曜日）
- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年4月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募 集 方 法 国内及び海外における同時募集とする。
- ① 国内募集
- 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、国内募集分の全株式を引受価額で総額連帯買

取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、本募集株式発行及び国内募集を中止する。国内募集が中止された場合には、海外募集も中止されるものとする。

② 海外募集

海外募集については、Morgan Stanley & Co. International plc 及び Nomura International plc を共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外募集分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外募集が中止された場合には、国内募集も中止されるものとする。

③ 国内募集、下記 2. の引受人の買取引受けによる国内売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社とする。

④ 国内募集、海外募集、下記 2. の引受人の買取引受けによる売出し及び下記 3. のオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社及び Morgan Stanley & Co. International plc とする。

- | | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (6) 発行価格 | 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況等を勘案した上で、2021年4月12日に決定する予定である。） |
| (7) 申込期間
(国内) | 2021年4月13日（火曜日）から
2021年4月16日（金曜日）まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2021年4月22日（木曜日） |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (11) | 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |
| (12) | 前記各項のうち、国内募集については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、下記 2. の引受人の買取引受けによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止される。 |

2. 引受人の買取引受けによる売出しの件

(1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 11,248,700 株

かかる売出株式数のうち、日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）に係る売出株式数は1,274,400株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）に係る売出株式数は9,974,300株の予定であるが、最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2021年4月12日）に決定される予定であり、その承認については当社代表取締役に一任する。売出株式数については、2021年4月6日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。

(2) 売出人及び売出株式数 ① 引受人の買取引受けによる国内売出し

SMBC ベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合	218,600株
佐藤和男	130,000株
イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合	109,300株
Spiral Capital Japan Fund 1号投資事業有限責任組合	109,300株
TUS キャピタル1号投資事業有限責任組合	109,300株
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	109,300株
efu Investment Ltd.	109,300株
永田信	90,000株
村田聡	50,000株
多田洋祐	50,000株
SBI ベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合	42,000株
SBI ベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合	30,400株
園田剛史	30,000株
SBI ベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合	21,700株
SBI ベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合	15,200株
酒井哲也	15,000株
瀬尾萌	15,000株
新津俊之	10,000株
関哲	5,000株
服部玲子	5,000株

② 海外売出し

ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合	4,680,000株
島田亨	1,600,000株
南壮一郎	640,000株
ジャパン・コインベスト投資事業有限責任組合	546,500株
グロービス5号ファンド投資事業有限責任組合	497,700株
Salesforce Ventures LLC	494,000株
電通デジタル投資事業有限責任組合	327,800株
グリー株式会社	327,800株
竹内真	320,000株
Rakuten Capital S.C.Sp.	218,600株
Globis Fund V, L.P.	212,600株
株式会社リンクアンドモチベーション	109,300株

(3) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

① 引受人の買取引受けによる国内売出し

売出価格での一般向け国内売出しとし、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、楽天証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、国内売出し分の全株式を引受価額で総額連帯買取引受けさせる。引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されるものとする。

② 海外売出し

海外売出しについては、Morgan Stanley & Co. International plc 及びNomura International plcを共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社を引受人として、海外売出し分の全株式を引受価額で総額個別買取引受けさせる。海外売出しが中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されるものとする。

(4) 売 出 価 格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）

(5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
(国 内)

(6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。

(7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。

(8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払われず、これに代わるものとして売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一となる。

(9) 前記各項を除くほか、本引受人の買取引受けによる売出しに関し取締役会の承認を要す

る事項は、今後の取締役会において承認する。

- (10) 前記各項のうち、引受人の買取引受けによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行が中止された場合には、本引受人の買取引受けによる売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 266,900 株（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又は本オーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2021年4月12日に決定される予定である。）
- (2) 売出人及び売出株式数 野村證券株式会社 266,900 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け国内売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項を除くほか、本オーバーアロットメントによる売出しに関し取締役会の承認を要する事項は、今後の取締役会において承認する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の国内募集又は上記2. の引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、本オーバーアロットメントによる売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 266,900 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 2021年5月17日（月曜日）
- (4) 払 込 期 日 2021年5月18日（火曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2021年4月12日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当増資による募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1. における募集株式の引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。

- (10) 前記各項を除くほか、本第三者割当増資による募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. のオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当増資による募集株式発行も中止される。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

① 募集株式数 普通株式 2,127,700株(国内募集505,100株、海外募集1,622,600株)

最終的な内訳は、上記募集株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日に決定される。

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 11,248,700株
(引受人の買取引受けによる国内売出し 1,274,400株、海外売出し 9,974,300株)

最終的な内訳は、上記売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日に決定される。

オーバーアロットメントによる売出し 266,900株
(※)

(2) 需要の申告期間 2021年4月6日(火曜日)から
2021年4月9日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 2021年4月12日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 2021年4月13日(火曜日)から
(国内) 2021年4月16日(金曜日)まで

(5) 払込期日 2021年4月21日(水曜日)

(6) 株式受渡期日 2021年4月22日(木曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村証券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少又は中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である南壮一郎（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする日本国内における当社普通株式266,900株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、2021年4月22日から2021年5月12日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式に対応する株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少するか又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	33,463,400株
公募による増加株式数	2,127,700株
第三者割当増資による増加株式数	266,900株（最大）
増加後の発行済株式総数	35,858,000株（最大）

3. 増資資金の使途

国内募集における手取概算額1,975百万円（*）、海外募集における手取概算額6,391百万円（*）及び本件第三者割当の手取概算額上限1,092百万円（*）については、当社の主要サービスであるビズリーチの更なる成長のためのマーケティング投資に加え、HRMOSをはじめとした新規サービスの成長のためのマーケティング投資、人件費として充当する予定であります。具体的には、以下のとおりであります。

① 広告宣伝・販売促進等のマーケティング投資

子会社への投融資資金に充当の上、新規顧客獲得、認知度向上のための広告宣伝・販売促進等のマーケティング投資の一部として、4,000百万円（2021年7月期に500百万円、2022年7月期に1,500百万円、2023年7月期に2,000百万円）を充当する予定であります。実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

② 事業拡大のための人件費

子会社への投融資資金に充当の上、営業人員及び製品開発のためのエンジニア等の採用、事業成長を支える経営管理人材等の採用を目的に、人件費の増分の一部と

して 4,000 百万円（2021 年 7 月期に 500 百万円、2022 年 7 月期に 1,500 百万円、2023 年 7 月期に 2,000 百万円）を充当する予定であります。

実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

③事業買収等の投資資金

残額は、HRMOS 事業等の既存事業の強化や経営ノウハウを活かせる事業など新規事業領域に関する事業買収等を含む投資資金に充当する予定であります。なお、現時点において具体的な内容、金額及び充当時期が決定していないため、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。また、当社グループの企業価値の向上につながる投資先や新規事業領域が見つからないなどの理由により投資が実施されない場合は、上述のマーケティング投資及び人件費として充当する予定です。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 4,355 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えたサービスへの先行投資や設備投資、資本業務提携を積極的に行うことが重要であると認識しております。現時点では内部留保の充実を図り、事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えております。

最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先いたしました。内部留保資金については、既存事業におけるマーケティング等の実施、新規事業等におけるプロダクト開発の促進と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に活用する方針であります。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本としており、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当にかかる決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

(2) 内部留保資金の使途

上記 (1) をご参照ください。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記 (1) をご参照ください。

(4) 過去の決算期間の配当状況 (連結)

	2020年7月期
1株当たり当期純利益金額	163.08円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)
実績配当性向	－%
自己資本当期純利益率	50.7%
純資産配当率	－

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しておりません。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を期末自己資本で除した数値であり、1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を行っていないため記載しておりません。

3. 当社は2020年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、2020年7月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行、上記2.の引受人の買取引受けによる売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しに関連して、売出人及び貸株人である南壮一郎、売出人である島田亨、竹内真、永田信、佐藤和男、村田聡、多田洋祐、園田 剛史及び酒井哲也、当社株主である Japan Entrepreneur Collaboration Limited 及び田中潤二は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年10月18日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間①」という。)、当社株主である YJ2 号投資事業組合は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後360日目の2022年4月16日(当日を含む。)までの期間、(以下、「ロックアップ期間②」といい、「ロックアップ期間①」と併せて以下、「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等(ただし、上記2.の引受人の買取引受けによる売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨を約束する書面を2021年4月12日付で差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、「ロックアップ期間①」中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を2021年4月12日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは各ロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づ

き、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。2021年3月17日の当社取締役会において決議された当社普通株式の募集及び売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。